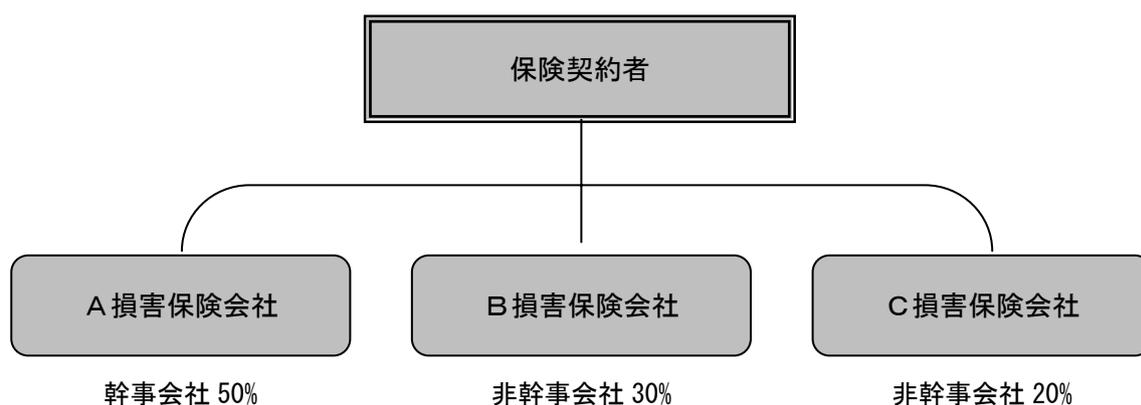


## 共同保険について

### 1 共同保険とは

共同保険とは、複数の損害保険会社が共同して1つの保険契約を引き受けるものである。たとえば、保険契約者と損害保険会社との取引の関係でいくつかの損害保険会社に分散して契約する場合や、損害保険会社が倒産した場合のリスクを分散させるためにいくつかの損害保険会社に分散して契約する場合がある。



\* 各損害保険会社は保険契約者に対してそれぞれ割合分の責任を負う。

### 2 共同保険の手続き等

一般に共同保険は、保険契約者の意思によって共同保険となる。つまり、1つの損害保険契約の保険者は、通常は一損害保険会社であるが、多数の損害保険会社が引受けの意志を示した場合に、各損害保険会社から提示された引受条件を保険契約者が検討したうえで、そのなかの複数の損害保険会社に対してそれぞれの引受割合を示して共同で引き受けるよう保険契約者が要請することによって成り立つ。

手続きとしては、ある損害保険会社を幹事会社として定め、契約手続きなどはすべて幹事会社と保険契約者との間で行われる。実務としては、保険事故があった場合は、幹事会社が分担会社分もまとめて保険給付し、分担損害保険会社からの分担金を回収することになる。

共同保険は、特段約定をしなければ各損害保険会社の債務は連帯債務となるが、実際には「共同保険に関する特約」を保険契約上取り交わして、連帯債務とはせず分割債務となるようにしている。

(参考)

## 産科医療補償制度について

### 1 産科医療補償制度の概要

(制度の趣旨) 分娩に関連して発症した脳性麻痺の児およびその家族の経済的負担を速やかに補償すること

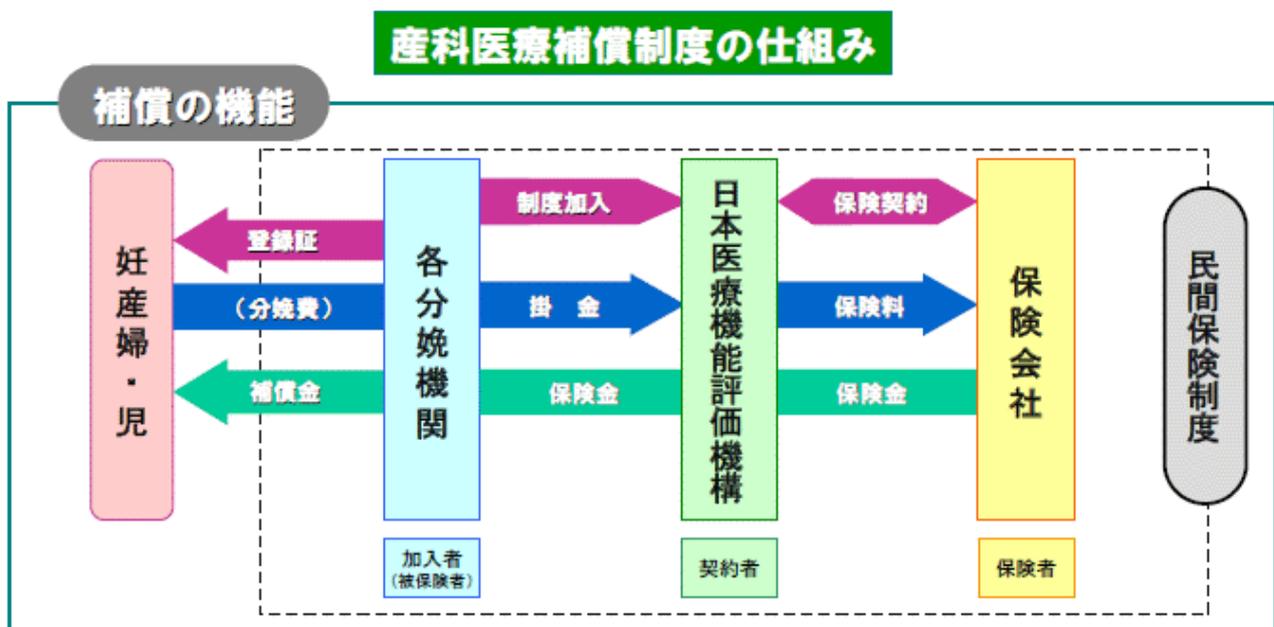
(創設の経緯) 平成 18 年に自由民主党より制度の枠組みが示され、産科医療関係者からの強い要請もあり、平成 21 年から補償開始

(補償対象) 分娩に関連して脳性麻痺が発症した児(本制度に加入する分娩機関は全ての分娩について補償)

(補償金額) 3,000 万円(準備一時金 600 万円、補償分割金 2,400 万円)

(掛金) 30,000 円/1 分娩

### 2 制度の仕組み



(厚生労働省ホームページより)

日本医療機能評価機構と損害保険会社との保険契約は、損害保険会社複数社による共同保険により引き受けられている。各損害保険会社は、それぞれ引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負う。また、幹事引受保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行う。